

住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述の取扱基準

平成 27 年 4 月 24 日監査委員決定
(最終改正) 令和 7 年 12 月 15 日監査委員決定

(趣旨)

第 1 条 この取扱基準は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 項及び第 8 項に規定する住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述並びに立会いに關し必要な事項を定める。

(証拠の提出)

第 2 条 請求人が証拠を提出する場合は、監査委員が指定した陳述日までに提出しなければならない。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

(請求人の陳述)

第 3 条 請求人による陳述（以下「請求人陳述」という。）は、請求人又はその代理人（以下「請求人等」という。）が行うものとする。

- 2 監査委員は、請求人等が複数の場合、請求人が選出した代表者に陳述を行わせることができる。
- 3 請求人陳述は、監査委員の指示に従って行うものとする。
- 4 請求人陳述には、少なくとも監査委員 1 人が出席していなければならない。
- 5 請求人陳述の時間は、一人当たり 20 分以内とする。ただし、複数の者が陳述する場合にあっては合計で 1 時間を超えないものとする。

(請求人陳述実施前の手続)

第 4 条 監査委員は、陳述の実施期日、会場（以下「陳述会場」という。）を指定した上で、請求人陳述の機会を与えるものとする。

- 2 請求人は、陳述の機会を与えられたときは、指定された提出期限までに次に掲げる事項を監査委員事務局に通知するものとする。
 - (1) 請求人陳述の実施希望の有無
 - (2) 出席予定者の人数、氏名、陳述の順番
 - (3) 代表者が陳述する場合は代表者の氏名
 - (4) 代理人が陳述する場合は代理人の住所、氏名
- 3 代理人が陳述を行う場合は、委任状を、前項の通知に添えて提出しなければならない。

(請求人陳述に係る関係職員等の立会い)

- 第5条 請求人陳述を実施するときは、関係のある知事その他の執行機関若しくは職員（以下「関係職員等」という。）に立会いの機会を与えるものとする。
- 2 関係職員等の立会いが請求人陳述の円滑な運営の支障となると認められるときは、関係職員等の立会いを制限することができる。
 - 3 関係職員等が立会いを行う場合、関係職員等は、監査委員の指示に従って立ち会うものとする。

(関係職員等の陳述)

- 第6条 監査委員は、必要があると認めるときは、関係職員等による陳述（以下「関係職員陳述」という。）を求めることができる。
- 2 請求人陳述を行わない場合は、原則として関係職員陳述は行わず、陳述書の提出又は監査委員事務局職員による調査を行うこととする。
 - 3 関係職員陳述は、監査委員の指示に従って行うものとする。

(関係職員陳述に係る請求人等の立会い)

- 第7条 関係職員陳述を実施するときは、請求人等に立会いの機会を与えるものとする。
- 2 請求人等の立会いが関係職員陳述の円滑な運営の支障となると認められるときは、請求人等の立会いを制限することができる。
 - 3 請求人等の立会いを行う場合、監査委員は、陳述の円滑な運営の観点から、立会いの人数を制限することができる。
 - 4 請求人等の立会いを行う場合、請求人等は、監査委員の指示に従って立ち会うものとする。
 - 5 請求人等が、関係職員陳述に対し、その場で口頭により又は期日を定めて文書により意見を述べる機会を認めることができる。この場合において、請求人等は監査委員の指示に従って意見を述べるものとする。

(陳述書の提出)

- 第8条 監査委員は、必要があると認めるときは、請求人又は関係職員等に対して、監査委員が指定する期日までに陳述書を提出することを求めることができる。
- 2 請求人は、第4条第1項により監査委員が指定した請求人陳述の実施期日までに、職員措置請求書を補完する陳述書を提出することができる。

(陳述の傍聴)

第9条 監査委員は、次に掲げる場合を除き、請求人等及び関係職員等以外の者の傍聴を認めることができる。

- (1) 請求人等が傍聴を望まない場合
 - (2) 第7条第2項の規定により、監査委員が立会いを認めないこととした場合
 - (3) その他陳述の円滑な運営に支障が生じるおそれがあると監査委員が認めるとき
- 2 陳述の傍聴を希望する者は、あらかじめ申し出なければならぬ。
- 3 傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は原則として5名とし、先着順に傍聴を認めることとする。

（陳述等の撮影及び録音）

第10条 陳述の写真、ビデオ等の撮影及び録音は監査委員の許可がなければしてはならない。

- 2 監査委員は、報道関係者に対し、陳述開始前の指定された時間内において、陳述会場内の写真、ビデオ等の撮影を許可することができる。ただし、請求人等が撮影されることを望まない場合は、撮影を制限し、又は撮影を認めないものとする。

（請求人等、関係職員等及び傍聴人の守るべき事項）

第11条 請求人等、関係職員等及び傍聴人は、監査委員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 拍手、野次、威嚇等の行為を行わないこと
- (2) 談笑、放歌その他騒がしい行為をしないこと
- (3) 所定の場所以外に立ち入らないこと
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと
- (5) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと

（入場の禁止）

第12条 次の各号に該当する者は、陳述会場に入場できない。

- (1) 銃器、刀剣、棒、その他危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、ブラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機（電源を切り使用できない状態の携帯電話機及びポケットベルを除く。）の類を携帯している者
- (5) 録音機、ビデオカメラ、写真機の類を携帯している者（第10条の規定によ

る監査委員の許可がある場合を除く。)

- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他陳述の実施を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると監査委員が認める者

(退場の指示)

第 13 条 監査委員は、第 10 条から前条までの規定に違反する行為を行う者に対して陳述会場からの退場を命ずることができる。

2 退場を命じられた者は、直ちに退場しなければならない。

(陳述の中止等)

第 14 条 請求人陳述の開始時刻を 10 分間経過しても請求人等が陳述会場に入室しなかつた場合には、陳述の機会を放棄したものとみなす。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

2 請求人陳述における請求人等又は関係職員陳述における関係職員等が第 10 条から第 12 条までの規定に違反するなど、陳述の円滑な運営が困難であると監査委員が認めるときは陳述の聴取を打ち切ることができる。

3 監査委員は、請求人等が第 3 条第 5 項に規定する予定時間を超えてなお陳述を終了しない場合には、陳述の終了を促し、なお終了しないときは、陳述の聴取を打ち切ることができる。

(補則)

第 15 条 この基準に定めのない事項及びこれによりがたい場合については、監査委員の合議により別途決定するものとする。